

実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会27-①)

施策名	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督					
施策の概要	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行う。					
達成すべき目標	特定個人情報の保護措置として監視・監督体制を整備し、特定個人情報の適正な取扱いを確保することにより、番号制度の適切な運用を担保する。					
施策の予算額・執行額等	区分		25年度(注)	26年度	27年度	28年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	4.9	13.8	114.7	68.9
		補正予算(b)	-	-	75	-
		繰越し等(c)	-	-	-75	
		合計(a+b+c)	4.9	13.8	114.7	
	執行額(百万円)		1.7	3.4	70.3	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標			施策の進捗状況(実績)	目標	達成
	ガイドラインに関する説明会の対応		○個人番号利用事務等実施者による特定個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、平成26年12月に、 ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編) ・金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(注:事業者編の別冊) ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編) を策定し、マイナンバーの利用開始に向け、行政機関等及び地方公共団体等並びに事業者において特定個人情報の適正な取扱いを確保できるよう、特定個人情報関係省庁連絡会及び都道府県・指定都市職員向け説明会を開催した。 また、全国各地で経済団体等が開催するマイナンバー制度の説明会等において、事業者向けにガイドラインの説明を行った。 ○当該取組みを行い、特定個人情報の取扱いに関するガイドラインの周知・情報発信を行った。	27年度	達成
				-	
				-	
				-	
	相談・問合せの対応		○ガイドラインの概要を分かりやすく解説した説明資料を作成し、ウェブサイトに掲載するなど、広く情報提供を行った。 ○また、これらガイドライン及びQ&Aの内容について、行政機関及び地方公共団体の担当者に対する説明会や、経済団体等が開催する説明会等において周知した。	27年度	達成
測定指標	監視・監督体制の整備状況		○行政機関、地方公共団体及び事業者において特定個人情報の適正な取扱いを確保できるようガイドラインの改正、Q&Aの追加・更新を行うとともに、マイナンバーを取り扱う際の注意点を掲載するページを委員会ウェブサイト開設した。 ○また、特定個人情報漏えいした場合の対応についての報告のルールを整備するなど、マイナンバーの適正な取扱いがなされているかを監督するための枠組みを構築した。	27年度	
				-	
				-	
			○マイナンバーの取扱いに関するリーフレットを	27年度	

	ガイドライン等の周知及び 広報資料への反映等		作成・配布したほか、特に中小企業向けの対応として、ガイドライン等に関する分かりやすい資料について掲載するページを委員会ウェブサイト開設した。	—	
--	---------------------------	--	--	---	--

評価結果	目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)	②(目標達成)
		(判断根拠)	「測定指標」欄のとおり、広く寄せられた問合せ及び説明会の実施の際に寄せられた質問等を踏まえ、ガイドラインのQ&Aの更新及び委員会ウェブサイト上での注意喚起を行うとともにこれらの内容を更に説明会等で周知を図ったことにより、マイナンバーの利用開始における個人番号利用事務等実施者による特定個人情報の適切な取扱いの確保を図るための情報提供を行うことができたため。
	施策の分析	ガイドラインの内容が広く周知されるよう、ガイドラインの概要を分かりやすく解説した説明資料を作成し、説明会での説明やウェブサイトへの掲載に活用するなど、個人番号利用事務等実施者となる様々な者に対して特定個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、多面的な情報提供を行うことができた。 ガイドライン及びQ&Aについて、特定個人情報の適正な取扱いの確保を図る上では、マイナンバーの利用が開始されたことを踏まえ、引き続き、実務並びに説明会等における質問等を蓄積しつつ、特定個人情報の取扱いに関して、広く発信すべき情報を今後も継続的に、幅広い知見の収集に努めながら実務に資する内容となるようガイドラインQ&A等の充実や情報提供を行う必要がある。	
	次期目標等への 反映の方向性	【施策】 【測定指標】	次期以降の政策評価期間(平成28～30年度)中に予定される特定個人情報の情報連携、個人情報保護法の本施行を踏まえ、特定個人情報の取扱いに関する周知・情報発信、行政機関、地方公共団体及び民間事業者等からの相談・問合せ対応のほか、検査手続の整備、検査項目の検討、定期的な検査の実施等の特定個人情報の監視・監督をより一層図ることにより、監視・監督体制を構築する。

学識経験を有する者の知見の活用	平成27年8月24日に行われた平成27年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合において、「競争性のある調達案件について、手続の透明性・公平性の確保に努めた上で、調達手続の見直しを含め質の確保を図る工夫が必要。」 「セキュリティの確保については国民の関心が高く、委員会の役割は重要。情報漏えい防止の徹底や万が一の場合に機敏に対応するといった危機管理ができるように、常日頃から関係機関と連絡会議を開催し、人的協力体制の構築を徹底していくことが重要。また官のみならず民間の知見や人材も有効活用すべき。」とのコメントがあった。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日)(別冊「金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を含む。) ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年12月18日) ・『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)』及び『(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』に関するQ&A ・日本再興戦略(平成27年6月30日閣議決定) ・平成27年度 監視・監督方針(平成27年10月27日)
---------------------------	--

担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 福浦 裕介	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-----	--------------------	---------------	----------	---------

(注)25年度の予算額・執行額は、当委員会の全ての施策に係る総計の数値。

実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会27-②)

施策名	特定個人情報保護評価制度の適切な運用					
施策の概要	特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関や地方公共団体の長などが、特定個人情報の漏えい等のリスクに対する対策を、自ら評価し公表する制度である。具体的には、特定個人情報ファイルを保有することで生じるリスクとそれに対する対策を、所定の様式(以下「評価書」という。)に記入し、公表する仕組みである。 個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)は、評価実施機関による保護評価の適切な実施を図るため、保護評価に係る規則や指針の策定を行うほか、評価実施機関が作成した評価書の承認等を行うとともに、ウェブサイトで国民が評価書を閲覧できるようにすることで、国民の信頼の確保を図る。					
達成すべき目標	評価実施機関が適切に保護評価を実施することにより、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぐとともに、国民の信頼を確保する。					
施策の予算額・執行額等	区分		25年度(注)	26年度	27年度	28年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	4.9	15.7	50	33.5
		補正予算(b)	－	－	－	－
		繰越し等(c)	－	－	－	
		合計(a+b+c)	4.9	15.7	50	
	執行額(百万円)		1.7	0.0	30.1	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	評価実施機関による評価書の公表件数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	達成
		-	-	-	-	7,406件	21,220件	-	
	年度ごとの目標値								
	マイナンバー保護評価Webへのアクセス件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	達成
		-	-	-	-	52万件	187万件	-	
	年度ごとの目標								

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③(相当程度進展あり)
		(判断根拠)	平成26年度には評価実施機関より7,406件の評価書が公表され、平成27年度には新たに21,220件の評価書が公表された。27年度末には累計28,626件の評価書が公表されており、公表されている評価書の数は大幅に増加している。また、マイナンバー保護評価Webによって国民がインターネットで評価書を閲覧・検索できるようになり、国民の信頼性確保に資しているところ、平成27年度には約187万件ものアクセスがあり、相当程度進展があったものと考えられる。
	施策の分析	評価実施機関による保護評価書の公表件数が大幅に増加していること、またマイナンバー保護評価Webへのアクセス件数が約187万件にも達していることは、評価実施機関による保護評価の実施が確実に行われ、国民による評価書の閲覧が十分にできていることを示している。 評価実施機関による評価書の公表や、多くの国民が評価書を閲覧していることは、保護評価制度が適切に運用されていることを示しており、これにより、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぐとともに、国民の信頼を確保するという目標を達成していると考えられる。 したがって、マイナンバー保護評価システム及びマイナンバー保護評価Webの整備を行うという手段は、施策の目標を達成するうえで適当な手段であると考えられる。	
次期目標等への反映の方向性		【施策】 【測定指標】	保護評価制度の適切な運用について、次期政策評価期間(平成29年度)中に予定されるマイナンバーの情報連携の開始に向けて、評価実施機関による評価書の公表が適切に行われることが重要である。保護評価に関する規則及び指針に基づき、評価実施機関が適切に保護評価を行えるよう指導・助言を行うとともに、行政機関等の全項目評価書については、委員会において適切に審査・承認を行う。 併せてマイナンバー保護評価システムを使つての評価書の提出や公表の支援を行うとともに、評価実施機関に適切に指導・助言を行う。技術的な観点からも、マイナンバー保護評価システムの運用・保守、改修などにより、評価実施機関にとって利便性の高いシステムを運営していく。 評価実施機関による評価書の公表件数やマイナンバー保護評価Webへのアクセス件数は継続して確認していくべきであり、今後も施策の目標達成度合いを測る指標として注視していくこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	平成27年8月24日に行われた平成27年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合において、「競争性のある調達案件について、手続の透明性・公平性の確保に努めた上で、低予算という面のみに着目するだけでなく、調達手続の見直しによる質の確保を図る工夫が必要。」 「マイナンバーに係るQAの充実や説明会への積極的な参加により、中小規模事業者を中心としてさらなる制度の周知・徹底に努め、マイナンバー及び個人情報保護に係る誤りのない運営を目指していくべき。また、個人情報漏えいに対する不安などマイナス面だけにフォーカスするのではなく、行政運営の効率化等メリット面の広報をバランスよく継続的・積極的に行っていくべき。」 とのコメントがあった。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・特定個人情報保護委員会規則（平成26年4月18日） ・特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日） ・特定個人情報保護評価指針の解説（平成26年4月20日）
---------------------------	--

担当部局名	総務課	作成責任者名 （※記入は任意）	総務課長 福浦 裕介	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-----	--------------------	---------------	----------	---------

（注）25年度の予算額・執行額は、当委員会の全ての施策に係る総計の数値。

実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会27-③)

施策名	個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進					
施策の概要	個人情報保護法が定める委員会の任務(個人情報の適切かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること)を果たすために、個人情報の保護及び利活用に関する取組みを推進するもの					
達成すべき目標	・改正個人情報保護法の施行に向けて、政令案、個人情報保護委員会規則、ガイドライン等を策定・公表 個人情報保護法の施行状況調査を実施し、施行状況の概要を公表、配布 ・「個人情報保護法質問ダイヤル」による、問い合わせへの効果的かつ効率的な対応					
施策の予算額・執行額等	区分		25年度(注)	26年度	27年度	28年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	－	－	46	13
		補正予算(b)	－	－	－	
		繰越し等(c)	－	－	－	
		合計(a+b+c)	－	－	46	
	執行額(百万円)		－	－	41	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	改正個人情報保護法に関する説明会参加者数		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			平成27年9月に個人情報保護法等の改正法が成立・公布され、公布の日から2年以内の政令で定める日から施行される。個人情報の保護と利活用の観点から改正された事項について国民に広く周知することを目的とした「個人情報の保護と利活用を考えるシンポジウム」を開催した。また、改正法を中心とする個人情報保護法に関するパンフレット、リーフレット及び動画を作成し同シンポジウムで配布するとともに地方自治体等にも配布して、広く周知を図った。 ○ 参加人数 : 602人	27年度 シンポジウムを適切に開催	達成
			施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			施策の進捗状況(実績)	目標	達成

--	--	--	--	--	--

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③(相当程度進展あり) (判断根拠) ・広報・啓発については、「測定指標」欄のとおり、ウェブサイトの充実や多様な媒体による多面的な広報の実施、説明会への講師派遣等を行い、目標達成の前提である周知活動が相当程度進捗したため。 ・国際協力については、「測定指標」欄のとおり、国際会議への参加等により、海外の動向把握や関係機関との情報交換を実施した結果、目標達成の前提となる、海外関係機関の当委員会及び我が国の制度に関する認知向上が相当程度進捗したため。
	施策の分析	開催した「個人情報の保護と利活用を考えるシンポジウム」には、当初見込みの2倍以上の参加者があり、個人情報の保護と利活用の観点から個人情報保護法の改正について広く周知することができた。また、改正法を中心とする個人情報保護法に関するパンフレット、リーフレット及び動画を作成し同シンポジウムで配布するとともに地方自治体等にも配布して、広く周知を図ることができた。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 施策については、改正個人情報保護法の全面施行に向けて、個人情報の保護と利活用に対する一層の取り組みを実施することとする。 【測定指標】 測定指標については新規にガイドライン等の策定等を設定し、施策の進捗状況(実績)を把握・分析する。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 福浦 裕介	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-----	--------------------	---------------	----------	---------

(注)25年度の予算額・執行額は、当委員会の全ての施策に係る総計の数値。

実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会27-④)

施策名	所掌事務に係る広報・啓発・国際協力					
施策の概要	個人情報保護法が定める委員会の任務(個人情報(マイナンバー(個人番号)を含む。以下同じ。))の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため(個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む)、次に掲げる施策を実施するもの。 ・個人情報の保護に関する国民や関係機関の理解の向上を図るための、マイナンバー制度及び個人情報の保護に関する広報及び啓発。 ・経済・社会活動のグローバル化に対応するための、海外の個人情報保護機関との協力関係の構築及び情報共有。					
達成すべき目標	・個人情報の保護及びマイナンバー(個人番号)の取扱いに関するパンフレット等を作成・配布。 ・個人情報の保護及びマイナンバー(個人番号)の取扱いについての広報・啓発活動を実施。 ・個人情報の保護に関する国際会議に出席し、各国の個人情報保護当局との情報交換を実施。					
施策の予算額・執行額等	区分		25年度(注)	26年度	27年度	28年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	4.9	15.3	92.9	58
		補正予算(b)	－	－	53	81
		繰越し等(c)	－	－	-53	
		合計(a+b+c)	4.9	15.3	92.9	
	執行額(百万円)		1.7	12.5	81	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	ウェブサイトの充実 (アクセス件数)		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			ウェブサイトにおいて、委員会会議に関する資料、委員会規則、指針・ガイドライン及びそれらの解説・Q & A並びに研修用資料を掲載する等、積極的に情報発信を行った。 ウェブサイトへのアクセス件数が前年度月平均件数を上回った。 ○月平均アクセス件数 9,250件(26年) → 28,994件(27年)	毎年度 ウェブサイトへのアクセス件数の増加	達成
	説明会の対応回数		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			行政機関等、地方公共団体等及び民間事業者に対して説明会等に講師を派遣し、(27年度は委員会全体で317回実施、うち個人情報のみに関する説明会77回)において個人番号(マイナンバー)を含む個人情報に関する説明を行った。	毎年度 説明会を適切に実施	達成
	国際会議への出席等の件数		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			国際会議への参加(データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議、OECD、APPA等)及び関係機関への訪問(ドイツ連邦共和国、ベルギー王国及びアメリカ合衆国等)により海外の動向を把握するとともに、各国の関係機関との情報交換を実施した。	毎年度 海外の動向の把握・国際機関との関	達成
	ウェブサイト等における情報発信及び掲載資料への反映等		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			改正個人情報保護法に関する分かりやすい資料を作成・充実し、ウェブサイトに掲載・説明会で配布等することにより、個人情報保護制度等の周知を行うとともに、質問・問合せ等の内容も踏まえて資料への反映・改正を行い、常に時宜にかなった内容で啓発を行った。	毎年度 適時適切な周知と資料への反映等	達成
	各種媒体における情報発信の状況		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			個人情報の保護に関する制度等の周知について、より多様な層に向けて広報活動を展開する上で、当委員会が提供する資料・媒体での広報にとどまらず、雑誌への寄稿をはじめ多様な媒体に露出し様々な形式・内容で多面的な広報を実施した。	毎年度 多様な媒体による多面的な広報の実施	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③(相当程度進展あり) (判断根拠) ・広報・啓発については、「測定指標」欄のとおり、ウェブサイトの充実や多様な媒体による多面的な広報の実施、説明会への講師派遣等を行い、目標達成の前提である周知活動が相当程度進捗したため。 ・国際協力については、「測定指標」欄のとおり、国際会議への参加等により、海外の動向把握や関係機関との情報交換を実施した結果、目標達成の前提となる、海外関係機関の当委員会及び我が国の制度に関する認知向上が相当程度進捗したため。
	施策の分析	・広報・啓発については、国民及び関係機関の理解向上を図るため、委員会発足以降、ウェブサイト等の広報媒体の作成・充実と、説明会等におけるそれらを活用・紹介した説明を並行して行った。その結果、説明会等での質問・意見等も踏まえてニーズに応じたコンテンツの充実を図り、それを説明会等の機会に周知することでコンテンツの参照(ウェブサイトのアクセス件数増加)をもたらす等、相互の活動の成果が反映された。 ・国際協力については、世界のデータ保護機関や関係機関等に対して二国間・多国間の双方の場で、当委員会の発足や我が国の番号制度、特定個人情報の保護制度について説明を行い、各国の状況を聴取する等の情報交換・交流を行った結果、各国の関係機関等において立上げ後間もない当委員会に関する認知度が高まり、今後の協力関係の構築につながった。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 広報・啓発については、改正個人情報保護法の全面施行に向けて、個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため、個人情報の保護に対する一層の広報に取り組むこととする。 【測定指標】 国際協力については、引き続き各国との情報交換と番号制度や個人情報保護を取り巻く最新の国際情勢の把握に取り組むとともに、関係機関との更なる協力関係の構築を図ることとする。 測定指標については今期のものを継続し、施策の進捗状況(実績)を把握・分析する。

学識経験を有する者の知見の活用	平成27年8月24日に行われた平成27年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合において、「競争性のある調達案件について、手続の透明性・公平性の確保に努めた上で、低予算という面のみに着目するだけでなく、調達手続の見直しによる質の確保を図る工夫が必要。」 「マイナンバーに係るQAの充実や説明会への積極的な参加により、中小規模事業者を中心としてさらなる制度の周知・徹底に努め、マイナンバー及び個人情報保護に係る誤りのない運営を目指していくべき。また、個人情報漏えいに対する不安などマイナス面だけにフォーカスするのではなく、行政運営の効率化等メリット面の広報をバランスよく継続的・積極的に行っていくべき。」 「グローバルな経済活動が進展していく中で、国際的なトラブルの未然防止のために、諸外国のプライバシー保護機関の執行状況について情報収集・分析に努め、関係機関との信頼関係を構築していくことが重要。また、個人情報保護委員会への改組後を見据えた情報収集充実の観点からも、海外機関とのFace to faceの情報交換や人的交流に力を入れていくべき。」 「個人情報の保護とビッグデータの利活用のバランスをとるためには、民間ビジネスの実態や国際動向を踏まえたルール策定が必要であり、民間の人材や知見を活用できる体制を構築していくべき。消費者保護も重要であり、国民の不安やクレーム等の問い合わせにも対応できるよう体制整備をしていくべき。」 「海外機関との積極的な意見交換・有益な情報入手のため、通訳料も適切に予算措置すべき。」とのコメントがあった。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・平成27年度個人情報保護委員会年次報告(説明会等の開催状況、国際協力の状況等) ・パンフレット等の配布部数に係る資料 ・ウェブサイトのアクセス件数に係る資料
---------------------------	---

担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 福浦 裕介	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-----	--------------------	---------------	----------	---------

(注)25年度の予算額・執行額は、当委員会の全ての施策に係る総計の数値。